

令和 8 年度予算編成方針

第 1 本市を取り巻く財政状況と令和 8 年度の見通し

我が国の経済動向については、雇用・所得環境が改善するもとで、緩やかな景気回復が続くことが期待される一方、諸外国の通商政策の影響による景気の下振れリスクがあるほか、物価上昇の継続による個人消費に及ぼす影響などが景気を下押しするリスクとなっている。

県内景気は個人消費や雇用・所得が緩やかに回復しており、先行きも景気が持ち直して行くことが期待されているが、国の経済動向と同様のリスクを抱えているため、引き続き留意する必要がある。

こうした中であって、本市においては、現在策定中の次期総合計画と第 8 次秋田市行政改革大綱を市政運営の両輪として、本市の持続的な発展に全庁一丸となって取り組んでいく必要がある。

令和 8 年度における本市の財政状況の見通しについて、歳入では、根幹をなす市税は、固定資産税が新・増築家屋の増等により増加を見込む一方、法人市民税は物価上昇の影響に伴う企業純利益の減等により減少を、事業所税は令和 7 年国勢調査の結果を受けて 8 年度途中の課税要件喪失により減少を見込み、全体では減を見込む。譲与税・交付金は、消費支出の増に伴う地方消費税交付金の増加等を見込んでいる。地方交付税は、国の地方財政収支の仮試算の伸びを踏まえるものの、人口減少等により、減少を見込んでいる。これらにより、全体では 7 年度予算と比較して、歳入一般財源総額が 42.5 億円の減となる厳しい状況にある。

歳出（一般財源ベース）では、人件費、措置費および公債費がいずれも増となる見込みであり、経常経費についても所要額を見込んだ結果、増となる。

このように、歳入が減少し、義務的経費と経常経費が増加する見込みであるため、政策経費に配分する一般財源を前年度より大幅に削減しなければならない状況にある。必要な市民サービスに配分する財源を確保しつつ、事業見直しや行政経営会議での議論を踏まえ、事業効果を見極めながら、これまで以上に事業の取捨選択を徹底しなければならない。

なお、現段階では、国の予算や地方財政対策の動向等、不確定な要素も多いため、各部局において積極的に情報収集に努めるとともに、適切な対応を講じていく。

第2 予算編成の基本的な考え方

1 経営資源の重点配分

第8次秋田市行政改革大綱を着実に推進するとともに、次期総合計画（令和8年度～令和12年度）において、人口の社会増への転換と持続可能な社会の実現に向け、県都としての経済力や活力をさらに高め、その果実を各世代の暮らし、医療、福祉、防災・減災などに充てることにより、持続可能な発展につながる好循環を生み出すという考えのもと、「（仮称）プラスの循環戦略」を設定することとしている。

【プラスの循環戦略】

- 戦略1 地域産業の活力を高め、働きがいのあるしごとの場をつくる
- 戦略2 まちの魅力を高め、秋田市への新しいひとの流れをつくる
- 戦略3 こども・若者の希望が叶うまちをつくる
- 戦略4 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちをつくる
- 戦略5 災害に強く、安全安心で持続可能なまちをつくる

このうち、総合計画1年目は、民間事業者が「稼ぐ」ための環境づくりとサポートを徹底して行うこととし、企業誘致の促進や市内企業の事業拡大、交流人口、関係人口および移住者の増などによる外貨獲得を図るため、以下の戦略に位置づける各重点プログラムを重点政策とし、経営資源を集中的に配分する。

【重点政策】

プラスの循環戦略1	地域産業の活力を高め、働きがいのあるしごとの場をつくる
重点プログラムⅠ	地域の強みをいかした産業の育成・創出
重点プログラムⅡ	生産拡大と経営安定化による持続可能な農業の実現
重点プログラムⅢ	地元への就業機会の拡大と人材確保・育成支援

プラスの循環戦略2	まちの魅力を高め、秋田市への新しい人の流れをつくる
重点プログラムⅠ	地域資源の磨き上げと戦略的PRによる観光振興の推進
重点プログラムⅡ	芸術文化を核としたまちづくりと中心市街地活性化
重点プログラムⅢ	トップスポーツをいかした活気あるまちづくり
重点プログラムⅣ	シティプロモーションの推進と関係人口の拡大
重点プログラムⅤ	移住・定住の促進

2 施策・事業の検証と財源の捻出

施策・事業の検討に際しては、補助金や市債等の特定財源の有無にかかわらず、事業の必要性や有効性、経済性等を客観的事実に基づき十分に検証すること。

また、主要2基金による収支不足の補てんを行わないこととしていることから、単に前例を踏襲することなく、事業見直しの議論を踏まえるとともに、各事業の緊急度や重要度を加味した部局内での優先順位による取捨選択や抜本的な見直しを徹底し、最少の経費で最大の効果が得られるよう真に必要な経費となっているか、より一層精査すること。

特に、新規事業や事業の拡充に取り組む場合は、「スクラップアンドビルド」を前提とし、事業の徹底的な見直しや廃止、数年毎に新陳代謝を図るなど、財源の捻出を原則とする。

さらに、戦略事業を含む全ての政策経費について、時代の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応しているか定期的に見直すため、事業の終期を設定するとともに、最終年度に継続の是非を判断する基準として、事業目標の達成度合いを測るためのアウトカム指標を設定すること。

3 歳入の確保と新規財源の開拓

自主財源を確保するため、市税および税外収入の収納率向上を図るとともに、職員自らが「稼ぐ」という意識のもと、既存の取組に加え、他団体の先進事例や民間の発想を取り入れるなど、新規財源の開拓について、これまで以上に積極的に取り組むこと。

4 市債の抑制

市債発行額の増加は将来負担の増につながり、財政構造の硬直化を招く要因となることから、市債残高の縮減を図るため、全会計において市債発行の抑制に努めること。また、市債発行額が元金償還額を上回らないよう、引き続き、発行額の上限を設定する。

5 通年型予算の徹底

戦略事業を含む政策経費に係る一般財源の所要額を最大限見込んでいることから、年間の所要額を精査して要求すること。したがって、国の制度改革により予算補正を行う必要が生じた場合等を除き、年度途中での補正予算は原則として認めないので留意すること。

第3 予算要求の留意点

1 義務的経費

人件費・措置費・公債費は、実績等を踏まえ適正に見積もること。

特に、措置費については、国や県の動向等を注視し、対象者数や伸び率などに

について徹底した精査を行うこと。

2 経常経費

先に実施した部局枠配分および一件査定での調整額で予算要求すること。

3 政策経費

- (1) 戦略事業を含む全ての政策経費について、一件査定を行う。行政経営会議において、実施が不適当と判断された事業の要求は認めない。
- (2) 7年度政策経費の一般財源額を基に、各部局の要求基準額を設定することから、その額を目安に要求すること。
- (3) 歳入一般財源総額が大幅に減少することから、これまで以上に事業の効率化・重点化を図るため、取捨選択や見直しを徹底するとともに、部局内の事業の優先順位を設定し、要求すること。全庁的な優先順位を考慮した上で、採択を行う。
- (4) 要求に当たっては、アウトカム指標による政策効果の可視化を図ること。
- (5) 重点政策へ経営資源を集中的に配分することから、戦略1および戦略2に資する事業について、プラスの循環へつながるよう事業目的や効果を精査の上、要求すること。

4 今後の日程（予定）

予算案提出期限	令和7年10月31日（金）
財政担当査定	～11月上旬
財政課長査定	令和7年11月中旬～12月上旬
企画財政部長査定	令和7年12月中旬～12月下旬
市長査定	令和8年1月上旬～1月中旬

第4 個別事項

1 歳入

- (1) 国・県支出金等の制度を最大限に活用し、財源確保に努めること。
また、補助事業全体の総量を把握する必要があることから、国・県への補助の申請又は要望を行った全ての事業について確実に予算要求すること。
なお、国・県の予算編成の動向を十分に見極め、年度途中で不足が生じることのないよう適正に見積もること。
- (2) 使用料・手数料については、受益と負担の適正化の趣旨を踏まえ、引き続き負担の公平性の観点に立って検証すること。
- (3) 市債については、原則、後年度に交付税措置されるものに限ること。
また、起債制度の変更および地方交付税制度の見直しにより、起債対象や充当率、交付税対象の変更も考えられるため、計上に当たっては十分注意すること。

と。

- (4) 新規財源については、引き続き、広告の掲載、広告板の設置を進めるとともに、「飲料水等自動販売機の設置に関する基本方針」に基づく行政財産の貸付やネーミングライツ、クラウド・ファンディングの活用等による財源の獲得のほか、他団体で取り組んでいる財源確保策を参考にするなど、事業・経費の財源確保に積極的に取り組むこと。
- (5) 行政財産として利用計画のない公有財産については、指針に基づき売却や活用等を積極的に推進すること。

2 歳出

- (1) 予算の流用は原則として認めないことから、事業の精度を高め適切な積算を行い予算要求すること。
- (2) 複数の部局にかかわる事務事業への対応については、連携推進官を中心に部局間相互で緊密に連絡を取り合い、十分な調整を行った上で見積もること。
- (3) 普通建設事業については、事業の必要性や効果、コストの縮減、事業箇所の優先順位等を総合的に検討し、積算すること。

特に、大規模事業については、本市の財政に与える影響が大きいことを十分に認識し、部局内において年度間調整等を考慮した上で、予算要求すること。

また、当該普通建設事業によって整備される施設の維持管理費等が将来の本市財政に与える影響にも十分配慮した上で事業量を設定すること。

なお、公共工事コスト縮減に向け、対象となる事業については、工事検査室と事前協議を行うこと。

- (4) 公共施設等の修繕や更新を伴う整備については、行財政改革実施会議において決定する施設整備事業の優先度との整合を図ること。

なお、事業の採択に当たっては、国・県支出金や市債等の財源を最大限に活用し、部局を越えて全庁的に優先度を見極めることとする。

- (5) 公共施設等については、今年度を実施している保有優先度評価の検討状況を踏まえ、施設の廃止や複合化・集約化、転用、譲渡等を積極的に進めること。
- (6) 補助金については、市単独補助金に限らず、行政の責任分野、経費負担のあり方、事業効果、補助上限額や補助率等が適切であるかを十分に精査し、明確な基準のもとで予算要求すること。

また、交付先における補助金の用途や異なる機関からの重複受給の有無等、実態の十分な把握に努めること。

- (7) 委託料については、対象業務を直営で実施する場合と委託する場合とを比較し、委託することが妥当であるかどうかを十分に検討すること。また、費用の積算や業務の仕様等の見直しを行い、委託料の削減に努めること。

特に、随意契約をしている委託業務については、「随意契約の見直しについて（令和7年8月8日付け令7財第823号）」の趣旨を踏まえ、部局内で行った契約内容の点検結果に基づき、一般競争入札への切替えを積極的に進め、切替

えができない業務についても、経費縮減手法の検討を行うこと。

- (8) 旅費（会計年度任用職員の費用弁償を除く。）について、会議や研修等への出席はリモートで対応することを検討し、他の手段に替え難い場合にのみ予算要求すること。
- (9) 既存システムの改修や新たなシステム調達（機器を含む。）など、基幹系業務システム、その他情報システムに関する事業を予算要求する場合は、各通知に基づき、情報統計課と事前協議を行うこと。
- (10) 特別会計、公営企業会計および独立行政法人への繰出金等については、独立採算の原則を踏まえ、一般会計からの財政援助に過度に依存しないよう、基準内外を問わず見直しを図った上で予算要求すること。

3 その他の事項

- (1) 制度変更等が生じた場合は、予算編成の過程で必要に応じて別途整理する。